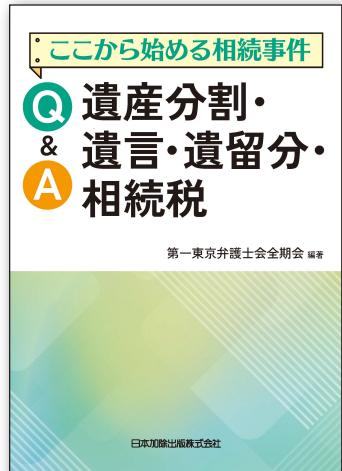


Q & Aでコンパクトに解説した64ケースで、実務のイメージをつかむ！



ここから始める相続事件 Q & A 遺産分割・遺言・ 遺留分・相続税

第一東京弁護士会全期会 編著

2026年2月刊 A5判 488頁 定価 6,490円（本体 5,900円）
978-4-8178-5045-4 商品番号：41018 略号：相事

- 民法から相続税法まで、相続事件の実務論点を網羅した一冊。
- 実務に役立つ書式をワンポイント解説付きで収録。

第1章 遺産分割総論 (調停前の協議を含む)

- CASE 1 遺産分割手続の全体像
CASE 2 遺産分割事件の初動における問題
CASE 3 遺産・遺言の調査
CASE 4 遺産分割調停事件の進行
CASE 5 遺産分割審判事件の進行

第2章 相続人の範囲

- CASE 6 相続人の範囲と相続割合
CASE 7 相続人の資格重複
CASE 8 相続人の調査
CASE 9 相続欠格、相続からの廃除
CASE 10 相続放棄
CASE 11 限定承認
CASE 12 相続分の放棄、相続分の譲渡

第3章 遺産の範囲及び付随問題について

- CASE 13 遺産の範囲総論
CASE 14 現金・金銭債権・金銭債務の相続
CASE 15 預貯金債権・株式・国債・投資信託の共同相続
CASE 16 生命保険金請求権の相続
CASE 17 使途不明金
CASE 18 遺産から発生した果実
CASE 19 葬儀費用
CASE 20 祭祀承継者の指定
CASE 21 民事信託の承継

第4章 遺産の評価

- CASE 22 遺産の評価時点

CASE 23 相続開始後に認知された者の価額支払請求—遺産の価額算定の基準時及び基礎価額

CASE 24 遺産の評価額—当事者の合意、合意できなかった場合の評価方法

CASE 25 個々の遺産の評価方法①
—不動産その1

CASE 26 個々の遺産の評価方法②
—不動産その2

CASE 27 個々の遺産の評価方法③
—預貯金・債権・有体動産

CASE 28 個々の遺産の評価方法④
—株式・ゴルフ会員権

第5章 遺産分割の方法

- CASE 29 遺産分割方法の種類・順位
CASE 30 遺産共有持分と他の共有持分の併存
CASE 31 遺産となる不動産の占有
CASE 32 配偶者居住権・配偶者短期居住権
CASE 33 遺産確認の訴え

第6章 特別受益及び寄与分

- CASE 34 特別受益総論
CASE 35 特別受益の範囲（特別受益該当性）
CASE 36 特別受益者の範囲
CASE 37 特別受益の価額と評価
CASE 38 特別受益と持戻し免除の意思表示
CASE 39 寄与分総論
CASE 40 寄与分の成立要件と寄与行為の類型
CASE 41 寄与分の種類
CASE 42 特別寄与料

第7章 遺産分割に関する諸問題

- CASE 43 遺産分割と解除
CASE 44 遺産分割と詐害行為取消権
CASE 45 共同相続と登記、相続放棄と登記
CASE 46 遺産分割と登記、遺贈と登記
CASE 47 預貯金の払戻制度と仮分割制度
CASE 48 相続財産清算人
CASE 49 相続回復請求権

第8章 遺言及び遺留分

- CASE 50 遺言
CASE 51 自筆証書遺言
CASE 52 遺贈
CASE 53 遺言の解釈
CASE 54 遺言の効力
CASE 55 遺言者死亡後の遺言の取扱い
CASE 56 遺留分
CASE 57 遺留分の請求等
CASE 58 遺留分侵害額負担の対象と順序

第9章 相続税に関する諸問題

- CASE 59 相続税総論
CASE 60 相続税額
CASE 61 遺言が存在する際の相続税
CASE 62 遺産分割と相続税
CASE 63 相続放棄がなされた場合の相続税務
CASE 64 遺産の評価にまつわる諸問題

第10章 関連書式

実務において使われる書式を掲載し
作成時に留意すべき一言ポイントを付与！

具体的な設例を設定した
「ケース」

CASE 17 使途不明金

事案の概要

AはBと結婚し、2人はYとZの2人の子をもうけたが、Aより先にBが死亡し、その後、AはXと再婚し、その後Aが死亡した。AとXとの間に子はない。Xは、Y及びZとの間の遺産分割協議において、Aの遺産としてA名義の預貯金の存在を明らかにしたが、現存額での遺産分割を提案した。その額はAの生前の経済状態に照らして極めて少額の残高となっていた。

回答

- Q 1. Y及びZは、XがAの預貯金を費消していると考えている
にして証拠を集めればよい
Q 2. Aの預貯金から相続发生
Y及びZはXとの遺産分割協議をどのように進めればよいか。

●主な論点

- 一部の相続人による被相続人の預貯金の費消の事実の立証のための証拠収集について
- 遺産分割における遺産たる預貯金の遺産額の評価について
- 相続開始後になされた遺産たる預貯金の払戻しとその取扱い
- 民法806条の2に基づく解決
- 相続開始前になされた被相続人名義の預貯金の払戻しとその取扱い

ケースにおける
「主な論点」

解説

- 1 一部の相続人による被相続人の預貯金の費消の事実の立証のための証拠収集について（Q 1）
被相続人の預貯金が相続開始前に一部の相続人により費消されたことを立証するためには、被相続人の預貯金の入出金明細書を取得することが有益です

論点に対する
詳細な「解説」

ケース中の問題を抽出した
「設問」と
それに対する端的な
「回答」

日本加除出版

営業部

TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

営業時間：月～金（祝日除く） 9:00-17:00

X (旧 Twitter) @nihonkajo
www.kajo.co.jp



日本加除出版HP